

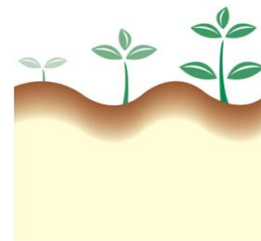
石渡社会保険労務士事務所便り



連絡先：〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321

電話：090-3805-5701 F A X：03-5460-7421

<https://www.ishiwatasroffice.com/>



採用活動における インターンシップ利用の増加

◆インターンシップ利用の増加

採用活動において、インターンシップの実施は現在、欠かせないものになっています。令和4年6月には、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(3省合意)が改正され、一定の基準を満たしたインターンシップで企業が得た学生情報を、広報活動や採用選考活動に使用できるよう見直しがなされるなど、国としてもインターンシップの活用を推進しているところです。

◆学生のインターンシップ等の参加率は 85.7%

マイナビが、マイナビ 2025 会員のうち 2025 年 3 月卒業見込みの全国の大学3年生、大学院1年生(有効回答数 2,633 名)を対象に実施した調査によれば、インターンシップ・仕事体験の参加率は 85.7%となったそうです。これは 14 年卒の調査開始以来で最高値となっており、現在の新卒採用においてはインターンシップが広く活用されている実態がわかります。

◆インターンシップ等の内容

同調査によれば、インターンシップ・仕事体験の内容としては、「グループワーク(企画立案、課題解決、プレゼンなど)」が 75.1%で最多となっており、「若手社員との交流会」(58.7%)、「人事や社員からの講義・レクチャー」(50.2%)、「会社見学・工場見学・職場見学」(49.9%)と続いています。また、「実際の現場での仕事体験」(33.2%)は前年より 6.8 ポイント増加しており、より実際の仕事への理解を促すための内容にシフトしていることがわかります。

◆効果的なインターンシップの実施を

インターンシップに参加した学生は、その企業の選考に進みたいという意向を持つ割合が高い

という調査結果もあります(株式会社ベネッセ i-キャリア「2025 年卒大学生 夏のインターンシップ」に関する調査)。売り手市場の現況において、企業理解を促進し、自社のアピールのため、採用後のミスマッチを防ぐためにも、効果的なインターンシップの実施を検討したいところです。

【マイナビ 2025 年卒 大学生広報活動開始前の活動調査】

<https://career-research.mynavi.jp/wp-content/uploads/2024/02/s-internship-25-02.pdf>

66 歳以降も生活のために働く人が増加～ 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」より

◆生活設計と年金に関する世論調査

内閣府は3月1日、「生活設計と年金に関する世論調査」の結果概要を公表しました。これは、今後の施策の参考とすべく、老後の生活設計について、また公的年金制度や私的年金制度への意識・ニーズについて調査したものです(全国 18 歳以上の男女対象、有効回収数 2,833 人)。今回は平成 30 年に実施されており、5年ぶりの調査となりました。

◆66 歳以上も生活のために働く人の割合が増加

老後の生活設計について、「何歳まで仕事をしたいか(またはしたか)」という設問では、61 歳～65 歳が 28.5%と最多で、66 歳～70 歳(21.5%)、51 歳～60 歳(14.8%)と続きます。66 歳以降も働きたいという人は 42.6%に上り、前回調査より5ポイント上昇しています。その理由は「生活の糧を得るため」が 75.2%と最多です。老後の生活資金の不足分を働くことでまかなうという意識の高まりがうかがえます。

また、厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方についての設問では、「年金額が減らないように、就業時間を調整しながら会社などで働く」(44.4%)という回答が最も多くなっています。今回の調査からは、就労、公的年金、貯蓄を組み合わせて生活設計をするという方が多いことがわかります。人口減少が加速する中で、企業としても、働く人々のこうした意識をくみ取りながら、安心・安全に働き続けられる制度を考えていく必要があるでしょう。

【内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」の概要】

<https://survey.gov-online.go.jp/r05/r05-nenkin/gairyaku.pdf>

令和6年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンが始まります

◆「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとは

全国の学生等を対象に、新入学生等がアルバイトを始めるであろう4月1日から7月31日までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的とした厚生労働省発のキャンペーンです。平成27年度から実施しており、今年で10回目となります。ここでは、特に事業主が留意すべき項目についてまとめます。

◆重点確認ポイント

(1) 書面による労働条件明示を行っているか
特に次の7項目については必須です。

- ①労働契約の期間
- ②契約更新の有無・条件等
- ③業務内容、場所等
- ④勤務時間や休憩・休暇等
- ⑤賃金の額、支払い方等
- ⑥退職、解雇について
- ⑦無期転換申込みに関する内容

(2) 学業とアルバイトが両立できるようなシフト管理になっているか
使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。

(3) 労働時間管理が適正に行われているか
アルバイトにも残業手当の支払いは必要です。

(4) 商品を強制的に買わせていないか

本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から一方的に商品代金を差し引くことは、労基法違反となります。

(5) 遅刻や欠勤等に対して罰金や損害賠償額を設定していないか

遅刻や無断欠勤等、規律違反をしたことへの制裁として賃金の一部を減額する場合でも、無制限に減額することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてならず、また、複数にわたる違反があったとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

◆キャンペーン実施項目

(1) 厚労省の実施事項

大学等にリーフレットやポスターを送付し、新入学時のガイダンス等での配布やホームページへの掲載依頼、事業主団体への周知、各都道府県および政令市への協力依頼、弁護士や社労士等の関係士業団体等への周知・協力を依頼します。

(2) 各都道府県労働局の実施事項

大学等での出張相談を行ったり、各都道府県労働局および各労基署にある総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置したりするほか、事業主等に対するリーフレットの配付等を行います。

【厚生労働省リーフレット「事業主の皆さんへ アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャンペーン実施中」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001221083.pdf>

賃上げ予定の中小企業の6割が業績改善の伴わない「防衛的」賃上げ～日本商工会議所・東京商工会議所の調査より

日本商工会議所・東京商工会議所は2月14日、「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」集計結果を発表しました。全国の

中小企業 6,013 社を対象に調査したもので、2024 年1月4日～26 日に実施し、2,988 社から回答を得ています。

2024 年度に賃上げを予定する企業は、前年度比 3.1 ポイント増の 61.3%に上ったものの、うち 6割が業績改善を伴わない人材確保のための「防衛的な賃上げ」を迫られている状況です。

◆人手が「不足している」と回答した企業は 65.6%

「人手不足の状況および対応」では、人手が「不足している」と答えた企業は前年比 1.3 ポイント増の 65.6%に上り、3社に2社が人手不足という深刻な状況が依然続いています。

業種別にみると、「2024 年問題」への対応が求められる建設業(78.9%)や運輸業(77.3%)、労働集約型の介護・看護業(76.9%)で「不足している」とする企業の割合が高く、8割近くに及んでいます。

また、最も低い製造業(57.8%)でも約6割が「不足している」と回答していて、あらゆる業種で人手不足の状況にあります。

◆2024 年度に「賃上げを実施予定」の企業は6割超

こうした中で、2024 年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の割合は、昨年度(58.2%)から 3.1 ポイント増加の 61.3%と6割を超え、賃上げに取り組む企業は着実に増加しています。ただ、そのうち、「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」は 60.3%で、依然6割が「防衛的賃上げ」となっています。

従業員規模別では、従業員5人以下の企業では、「賃上げ実施予定」は 32.7%にとどまり、「賃上げを見送る予定(引下げ予定を含む)」が 16.8%に上っています。

◆「最低賃金を下回ったため、賃金を上げた」企業は 38.4%

2023 年 10 月の最低賃金引上げを受け、「最低賃金を下回ったため、賃金を上げた」企業(直接的な影響を受けた企業)は 38.4%と、昨年度から 0.4 ポイント低下したものの引き続き高い水準です。

一方、人手不足や物価上昇が進む中、「最低賃金を上回っていたが、賃金を上げた」企業

は 29.8%と、昨年度から 5.2 ポイント増え、2017 年の調査開始以降で最も高い割合となっています。

【日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」集計結果】

https://www.jccci.or.jp/20240214_survey_release.pdf

当事務所よりひと言

2/25(日)私はサッカーの J3 に所属している FC 大阪の開幕ゲームを見るため遠路花園ラグビー場に向かいました。

当日はいつも一緒に見に行っている松本在住の元会社の同僚と初めて FC 大阪の試合を見に行く埼玉在住の元会社の同僚と3人で観戦に行きました。

いつも通り試合前日に元会社の上司で現 FC 大阪の取締役と酒を飲み昔話に花を咲かせ試合当日を迎えました。

試合前は恒例の先代 FC 大阪社長であり元私たちの勤務先の社長のフラッグ前で記念撮影し社長の気合を注入してもらいました。試合は 2-1 で相手の長野に快勝。その勢いで FC 大阪は 3 月 14 日現在 J3 首位を快走しています。秋には J3 優勝と J2 昇格の歓喜の瞬間を現場で観戦したいものです。

